

令和6年（行ウ）第62号／令和6年（行ウ）第63号
行政文書不開示処分取消等請求事件／保有個人情報不開示処分取消等請求事件
原告 相原健吾 外165名／芦名定道 外5名
被告 国

証拠説明書（甲A84）

2025年5月12日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 福田 護
弁護士 三宅 弘
弁護士 米倉 洋子

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲A84	詳解情報公開法 (抜粋)	写し	2001 (平成 13) 年 2 月 28 日 (初版)	総務省行政管理局 (編)	情報公開法の制定時、総務省が立法趣旨等を解説した書籍のうち、 ・表紙・はしがき・奥付 ・「情報公開法制の確立に関する意見」(437 頁) ・「情報公開法要綱案」(440 頁) ・「情報公開要綱案の考え方」(456 頁) 情報公開法においては「原則開示の基本的枠組」が定められていること、個人情報の本人開示の問題は、基本的には個人情報の保護に関する制度の中で解決すべき問題である」として、行政機関個人情報保護法に委ねられたこと等。